

6 陸閘の利用状況等を踏まえた統廃合及び常時閉鎖の検討

【制度の概要等】

これまでの項目では、今ある陸閘について、平時からの備えの充実が図られているかという視点から、陸閘の管理・運用状況について述べてきた。その中には、人口減少等による担い手確保が課題となっている状況や、適時適切な閉鎖ができず、操作員の安全が確保されないおそれのある陸閘があるといった課題があった。

こうした課題に対し、海岸の陸閘については、「地域によっては、人口減少等により操作の担い手が減少していくことも想定され、現場操作を減らしていくことが重要」であり、特に、「限られた時間内で閉鎖することができず、または現場操作員の安全が確保されないような施設が多数存在する場合」には、積極的に統廃合及び常時閉鎖（以下「廃止等」という。）を検討していく必要があるとされている⁴⁶。また、運用の前提として、利用状況（通行量、地域生活・経済活動における重要性等）を調査し整理することとし、その結果を踏まえて、積極的に廃止等を進め、管理・運用の対象とする陸閘を絞り込むこととされている⁴⁷。

一方で、河川の陸閘については、海岸法ガイドラインの対象に含まれておらず、その他の通知等においてもこうした定めはみられない。

【調査結果】

河川の陸閘については、先に述べたとおり、海岸の陸閘と異なり、積極的に廃止等を行うこととする定めはない。しかしながら、河川の陸閘においても担い手確保等の課題を抱えていることから、海岸の陸閘と同様に、利用状況を踏まえた廃止等の検討を行うべきではないかと考えられる。

このような観点から、今回、調査対象とした陸閘 110 基の利用状況に関する認識について調査したところ、17 基（国所管：5 基、都道府県所管：12 基）において、河川管理者、操作の委託先又は再委託先のいずれかで、利用頻度が少ないと認識している陸閘がみられた。また、その中には、河川管理者は利用されていると認識しているものの、委託先又は再委託先は利用されていない又は利用頻度が少ないと認識しているものが 5 基（国所管：1 基、都道府県所管：4 基）あり、陸閘の利用状況が設置時に想定していたものから変化していることについて、河川管理者と委託先又は再委託先の認識に相違がみられた（表 6-①）。

⁴⁶ 海岸法ガイドラインP.6-22（資料6-①）

⁴⁷ 海岸法ガイドラインP.3-2、4-1（資料6-①）（再掲）

表 6-① 河川管理者は利用されていると認識しているものの、委託先又は再委託先は利用されていないなどと認識している陸閘の例

No.	河川管理者	平常時の状態		利用状況の認識	
				河川管理者	委託先又は再委託先
1	国	開放		・地域住民に近隣の商業施設や公園等に向かうために利用していることを確認している。	・利用者は余りいない。
2	県	閉鎖		・個人所有の畑への通り道になっている。	・民家の勝手口につながっているが、当該民家の住人は通行しておらず、利用していない。
3			※ 写真は No. 2。 No. 3 も同じ状態		
4	県	閉鎖		・古くから使用されている河川への降り口であるため施錠していない。	・最近では、一般住民は誰も利用していない。
5	県	開放		・火災発生時に地元消防団が取水するための通路の入口にある。 ・釣りや川遊びなどの利用があると思われる。	・消防用として利用された実績は少なくとも令和元年度以降はない。 ・散歩や川遊びに利用する地元住民もほとんどいない。

(注) 1 当省の調査結果による。
2 「委託先又は再委託先」は、実際の利用者とは異なる。

また、表 6-①の陸閘のうち、No. 2 及び 3 の陸閘では、再委託先である自治会は、陸閘の廃止等を行ってほしいとの意見を有しているものの、河川管理者である県が、地元利用者から同意を得る必要があることを理由に、廃止等に向けた具体的な検討を行っていないという状況であった（表 6-②）。

表 6-② 再委託先は陸閘の廃止等を行ってほしいとの意見を有しているものの、河川管理者が廃止等に向けた具体的な検討を行っていない例

事例の概要
<p>県は、河口付近に位置する高潮対策の陸閘 11 基について、操作等を市に委託しており、市は操作等を地元の自治会に再委託している。</p> <p>同自治会は、これらの陸閘のうち 2 基の利用状況について、「かつて、道路と民家の敷地内を往来する勝手口として開放し、当該民家の住人のみが利用していた。しかし、限定的な利活用であったことから、相当以前に常時閉鎖とした。当該住人も、う回ルートを使えば問題ないとしており、支障は生じていない」としている。</p> <p>一方、同県は、過去に行った聞き取り調査等により、当該陸閘 2 基について、個人所有の畑への通り道になっていると認識し、廃止等を行わないとしたものの、その後、定期的な確認は行っておらず、近年の具体的な利用状況について把握していない。</p>

また、同市及び同自治会は、当該陸閘 2 基を含めた 11 基の陸閘について、地域の高齢化もあいまって、操作員の確保に苦慮しているとしており、特に、同自治会からは、操作が必要な陸閘の廃止等を行ってもらえると有り難いとの意見が聴かれた。

これに対し、同県は、少なくとも当該陸閘 2 基については、地元利用者と協議を行い、同意が得られる場合には、廃止等は可能との見解を示しているものの、同市から同県への要望もないため、廃止等に向けた具体的な検討を行っていない。

(注) 当省の調査結果による。

一方、河川の陸閘の利用状況及び地域の経済活動状況を毎年度調査し、「利用実態が多い」、「利用実態が少ない」といった整理を行った上で、利用者と協議を行い、廃止等を検討している河川管理者がみられた(表 6-③)。

当該河川管理者は、維持管理費が年々減少していることや、施設数が多ければ全施設閉鎖までにそれだけの時間を要し、被災リスクが大きくなることへの対応策として、このような取組を行っている。

表 6-③ 河川の陸閘の利用状況等を毎年度調査及び整理の上、利用者と協議を行い、廃止等を検討している例

事例の概要
<p>広島県は、管理する津波対策又は高潮対策の陸閘について、運用方式の見直し及び統廃合を進めるため、毎年度利用状況等の調査を実施し、「完全閉鎖できる施設」や「利用時のみ解放する施設」を選定する取組を行っている。</p> <p>この取組は、同県が水門・陸閘の取扱いについて独自に作成した「水門・陸閘等管理の手引き」に基づくものである。同手引きは海岸法ガイドラインに基づき作成されたものだが、河口付近に設置されている河川の陸閘については、海岸の陸閘と同じ取扱いとすべきとの考えから、同手引きに基づき管理が行われている。</p> <p>同手引きでは、陸閘について「維持管理費は年々減少傾向にあり、今後とも削減が想定される。また、津波発生に伴う閉鎖は、津波到達までの時間が限られているため、施設数が多ければ多いほど、全施設閉鎖までにかかなりの時間がかかることが想定され、被災リスクが大きくなることが想定される」としており、より確実かつ迅速な閉鎖を目指して、陸閘の利用状況及び地域の経済活動状況を確認し、陸閘の運用方式の見直し及び統廃合を行うこととしている。</p> <p>陸閘の利用状況等の調査は、毎年度の閉鎖訓練時に行われる。調査の結果、各陸閘は、以下の三つの運用方式のいずれかに分類される。</p> <p>① 頻繁に利用されており閉鎖すると経済活動等に支障が生じる場合は「非常時のみ閉鎖」</p> <p>② 頻繁に利用されていない、又は利用者が特定できるが閉鎖しても経済活動等に支障が生じない場合は、利用者との協議の上「利用時のみ解放」</p> <p>③ 明らかに利用実績がなく閉鎖しても経済活動等に支障が生じない場合や、多少利用がある場合でも利用者の同意が得られる場合は階段を設置する「完全閉鎖」</p> <p>運用方式が従来のものから変更となる場合には、現地に変更を周知するためのシール等を貼付するとともに、実施時期等について利用者との調整が行われる。</p>

(注) 当省の調査結果による。